## 行政の窓

## ○ 木製堆肥舎の普及促進の取組について○ ~木製堆肥舎が全道で合計 300 棟に! ~

## ◆ 木製堆肥舎普及推進の背景

平成 11 年に、「家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(家畜排せつ物法)が施行され、家畜のふん尿について、適正に処理するとともに、堆肥として土づくりに活用するなど資源の有効利用を促進することとなりました。

このため、平成 16 年 10 月までを経過期間として、悪臭の発生要因となる野積みや素堀りを解消して適正な管理施設の整備が義務づけられることとなり、これを機に、木材関係業界も道産間伐材を活用した木製堆肥舎の建設に向け、工法の開発などを行うとともに積極的に普及・PR を進めてきました。

木製堆肥舎は、堆肥発酵時に発生するアンモニア、硫化水素などによる腐食に強く、耐久性に優れています。また、増改築・補修が容易で維持費が割安、塩害によるサビの心配がない、環境への負荷が少ないなどの優れた特徴を持っています。

道としても、関係機関等への要請や情報交換会の実施、関係団体等で実施する施設見学会などに対する支援・協力等を行ってきました。

併せて林産試験場でも、畜産農家が安心して使用できるよう、維持管理のため、施工後に生じる割れなどに対する安全性の判定方法や補強の方法など、カラマツ堆肥舎の管理基準を検討するとともに、その成果を普及してきたところです。

## ◆ これまでの成果

この結果, 木製堆肥舎の整備戸数が 平成11年度から平成17年度までの7年間で, 全道で合計300棟に達しました。

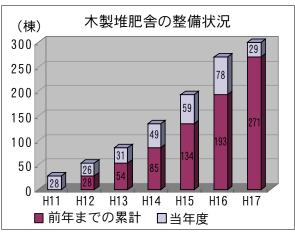
300 棟ののべ面積は 12 万 8 千  $m^2$ , 金額にして 43 億 5 千万円に達しています。(※設備,機械等の金額を含むものもあります。)

平成 17 年度末までの堆肥舎など恒久的施設の総整備戸数は全道で 9,796 戸,整備率は 90%となっており,そのうち木製の占める割合は約 3%となっています。

道産間伐材の活用を図ることは、地域の経済活動に とっても波及効果が期待できるとともに、資源の循環利 用、適切な森林整備の推進にもつながります。

今後も、農業分野での利用拡大のため、堆肥舎以外に も、家畜の健康への効果も期待できる木製の畜舎や育成 舎など、環境や景観に配慮した木製農業用施設の普及を 図っていきたいと考えています。





(水産林務部林務局林業木材課 需要推進グループ)